

議案第 63 号

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例

大田原市印鑑条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の住民基本台帳に記載されている」を「が備える住民基本台帳に記録されている」に改める。

第5条第2項第3号中「外国人住民に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている場合であつては、氏名及び通称」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）が記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記載されている場合にあつては氏名及び当該通称」に改め、同項第8号中「記録されている」を「記載されている」に改め、同条第4項中「磁気テープ等」を「磁気ディスク」に改める。

第6条第1項第1号中「法の規定により住民票に記載されている」を「住民基本台帳に記録されている」に、「若しくは名」を「、名、旧氏若しくは通称」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏若しくは通称」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載されている」に改める。

第7条中「印鑑登録証（当該個人を識別するための磁気を付したカードをいう。以下同じ。）」を「第5条第2項第1号の登録番号を付した印鑑登録証」に改める。

第12条第1項第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。